

令和2年10月23日

保護者 各位

岡山県立水島工業高等学校
校長 森 尚 貴

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について

保護者の皆様におかれましては、平素から本校の教育活動に御理解御協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症への対策においても、御家庭においても御対応くださり、感謝しております。

さて、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）に罹患し、出席停止となった場合、再登校に当たっては原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出することと定められておりました。

このことについて、令和2年10月16日付け、保健第222号により、次のとおり手続き方法の変更について通知がありましたので、御確認ください。

なお、これはインフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、変更するものです。

手洗いの徹底やマスクの着用等、感染防止に向けた対策は継続していただきますようお願いいたします。

1 インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

再登校に当たっては、原則として、治癒証明書の学校への提出は不要とし、その代替として、保護者の方が作成する罹患報告書（裏面の様式を参照）を必ず学校に提出していただくこととします。報告書の用紙は、裏面をコピーして使っていただくか、学校のホームページからダウンロードできます。

2 その他の感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ（表中、下線を付したインフルエンザ）以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従前どおりとし、原則として、学校に提出していただきます。

◎学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群
第2種	<u>インフルエンザ</u> 、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症